

第2期府中市の教育に関する大綱
(改訂版)

令和8年3月

府中市

1

この大綱について

(1) 位置付け

大綱は、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての目標や施策の根本となる方針を明らかにするものです。

本市では、市の総合的かつ計画的なまちづくりの指針として「第7次府中市総合計画」を策定し、都市像である「きずなを紡ぎ^{つむ} 未来を拓く^{ひら} 心ゆたかに暮らせるまち 府中」の実現を目指しています。

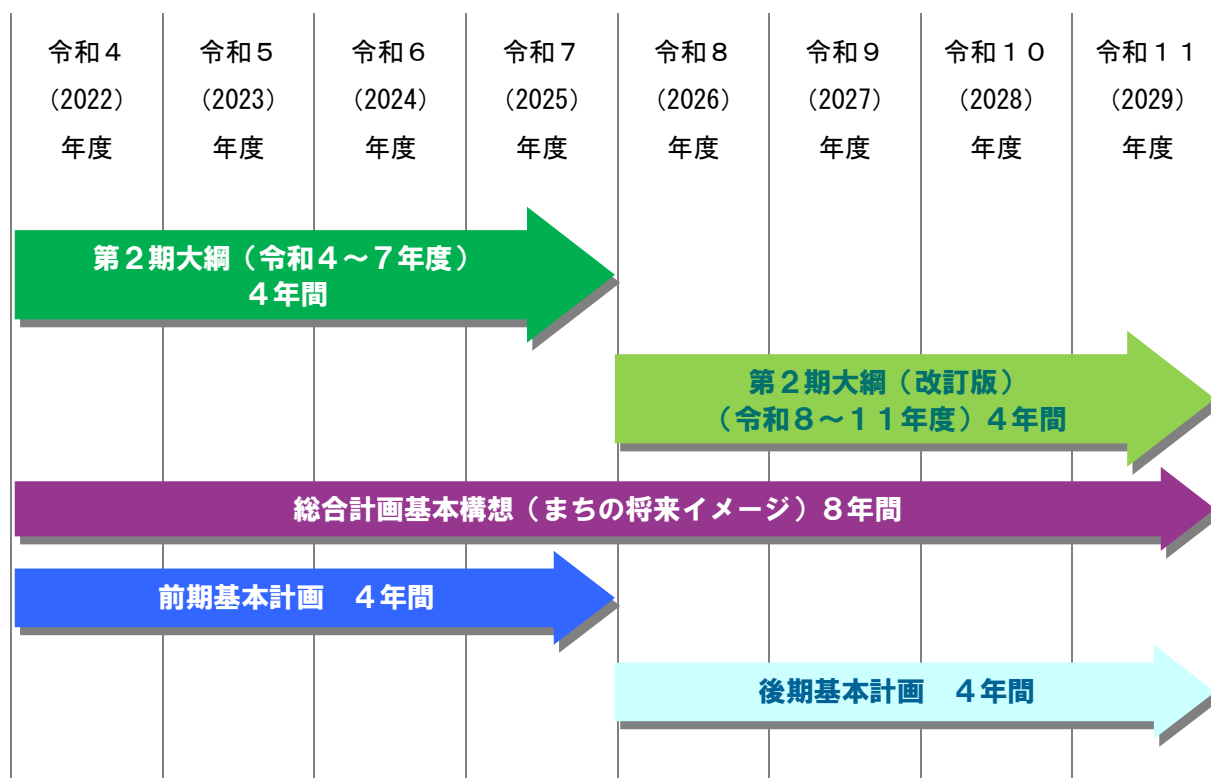
また、総合計画と整合性を確保し、より具体化する個別計画として、「府中市学校教育プラン」、「府中市生涯学習推進計画」、「府中市スポーツ推進計画」、「府中市文化芸術推進計画」等を策定し、各種施策を実施しています。

府中市の教育に関する大綱の策定に当たっては、教育、学術及び文化に関する基本的な理念や基本目標、施策の体系及び基本的方向を網羅している「府中市総合計画」を基本とし、その中で、教育、学術及び文化の各分野の主旨を取りまとめ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（これを「府中市の教育に関する大綱」とする。）として位置付け、策定したものです。



(2) 対象期間

「第2期府中市の教育に関する大綱（改訂版）」が対象とする期間は、「第7次府中市総合計画後期基本計画」との整合性を図るため、令和8年度（2026年度）から令和11年度（2029年度）までの4年間とします。



(1) 社会潮流と課題

国内の出生数は、平成28年に初めて100万人を下回りましたが、その後も少子化が進み、令和6年には70万人を割り込む状況となっています。東京都でも令和5年に出生数が9万人を下回り、今後も急な上昇は見込みにくい状況です。このため、地方公共団体において急速な少子化を抑制するためには、安心して子どもを産み育てることができる環境の充実を図ることが求められています。

また、国籍や文化的背景、障害の有無、性自認・性的指向、年齢などに関わらず、誰もがそれぞれの個性や価値観を尊重され、安心して自分らしく生活し、活躍できる共生社会づくりを、地域の多様な主体が連携して進めていくことが求められています。

(2) 府中市の現状・課題

本市においても、平成28年以降、年々出生数が減少しており、今後は、児童・生徒数の減少が見込まれることから、少子化への対応が求められています。

学校教育においては、児童・生徒が幅広い知識を習得し、心豊かに多様な価値観を尊重し合いながら、たくましく育つように取り組むとともに、時代に即したICTを効果的に活用した教育の推進やコミュニティ・スクールの充実などが求められています。学校施設については、災害時における避難所としての活用のほか、地域に開かれた拠点として、様々な機能を備えた学校づくりを進めています。さらには、いじめや不登校等の課題については、関係機関の連携や、支援につなげる環境の整備等が求められています。

また、本市では、多くの市民が、生涯学習活動や文化活動、スポーツ活動に親しんでいます。今後も、市民の意欲的な学びを後押しし、地域への愛着を持って健康で元気に暮らすことができるようにするためには、学習や活動の機会の提供、施設の老朽化対策、適切な維持管理も大きな課題です。

3 目指す姿

(1) 学校教育の充実

全ての児童・生徒が人格の完成に向け、知性や感性を磨き、豊かな人間性を備え、心身ともに健康に成長できる教育を推進します。また、誰一人取り残されることがなく、安全・安心に学ぶことができ、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための資質や能力を育成していきます。そして、近年、不登校児童・生徒の増加が課題となる中で、児童・生徒の状況に応じた重層的な支援を行う環境整備を推進するとともに、子どもたちが新しい時代に求められる資質・能力を身に付けられるよう、ICTの効果的な活用による教育内容の充実を図るほか、医療的ケア児への支援を含め、障害や様々な困難、課題を抱える児童・生徒一人ひとりの特性に応じた適切な教育を展開します。

学校施設の老朽化対策や大規模改修を計画的に進めるとともに、時代の変化に応じた教育環境の整備を継続的に実施し、子どもの学びを支える教育環境の充実に努めます。また、おいしい給食を提供できる環境も整備し、児童・生徒が安全・安心に学校生活を送ることができる体制を継続します。

(2) 互いを尊重し、つながり合うまちづくりの推進

性別、年齢、国籍や障害の有無などを問わず、市民一人ひとりがお互いの人間性を尊重し、違いや多様な価値観を認め合うとともに、地域においてそれぞれが抱える問題や悩みについて助け合いがなされるなど、偏見や差別のない、人へ寄り添えるまちの実現を目指します。

また、平和の尊さを広く周知するため、啓発活動の充実を図り、平和を身近に、自分の問題として捉え、学ぶことのできる機会を創出します。

(3) 生涯にわたる学習活動の推進

市民の誰もが等しく学習できる環境を整備し、様々な学習の機会を通じて世代を超えた交流活動が行われるとともに、「学び返し」によって学んだことを地域にいかすなど、多様な学びのコミュニティが形成され、市民が活躍するまちづくりを推進します。

市民が図書館にある情報を活用し、知的・文化的な生活を営むとともに、時代のニーズや変化に合った講座などの学びの場による学習活

動やレファレンスサービスを利用し、生活上の様々な課題の解決に取り組むことができるよう、図書館サービスの充実を図ります。

(4) 文化・芸術活動の支援

本市特有の伝統芸能や芸術文化がしっかりと継承され、市民がそれらに親しみや誇りを持つとともに、様々な文化や芸術活動に触れ、心豊かな生活を営めるよう、楽しむ機会の充実を図ります。

また、各文化施設が文化・芸術に係る鑑賞や学習、発表等のために活用されることで、市民が身近な場所で文化・芸術に親しみ、文化意識が十分に醸成されるよう、各施設の有効活用を図ります。

歴史文化遺産の保存と活用により、市民を始めとする多くの人々が本市の歴史文化遺産について学び、その価値に対する理解を深め、郷土愛が育まれるとともに、歴史と伝統があるまちとしての魅力を形成します。

(5) スポーツ活動の支援

年齢や障害の有無にかかわらず、全ての市民が自分に合ったスポーツに親しみ、心身ともに健康で活力ある生活を営むことができるよう、スポーツの普及・促進を図ります。

また、各スポーツ施設については、「する」スポーツの場として安全で快適に利用できるよう、計画的に施設整備を進め、スポーツ環境の整備を推進します。

さらには、トップチーム等との連携を通じて、市民との交流のほか、トップアスリート等の活躍を楽しめる機会を創出するなど、「みる」スポーツの環境整備を進め、「スポーツタウン府中」の発展を目指します。

(6) 青少年の健全育成

全ての子どもが居場所を見つけることができる社会の実現を目指し、学童クラブや放課後子ども教室と学校との更なる連携強化に努めるほか、既存の公共施設の利活用の検討を進めます。

また、青少年が犯罪被害やトラブルに対する予防意識を持つとともに、悩みが複雑化・深刻化する前に相談できる体制や、地域社会全体で犯罪被害及び非行の防止に取り組む体制を整備し、青少年の健やかな育成を推進します。

第2期府中市の教育に関する大綱（改訂版）

編集・発行 府中市政策経営部政策課

〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地

電話 042(364)4111（代表）

042(335)4010（直通）

FAX 042(336)6131

ホームページ <https://www.city.fuchu.tokyo.jp/>